
Business Outline



<https://www.acom.co.jp/corp/ir/>

2023年6月



1.消費者信用サービスとは

(1)消費者信用の分類		4頁
(2)消費者金融業の歩み		5頁
(3)激動期における「ノンバンク業界」の動き		6頁
(4)出資法・利息制限法の上限金利変遷		7頁
(5)改正貸金業法の段階施行と主な規制内容		8頁
(6)利息返還請求問題		9頁
(7)貸金業者数の推移		10頁
(8)個人向けカードローン市場の規模推移		11頁

2.事業概況

(1)ローンビジネスのオペレーションフロー		13頁
(2)信用保証ビジネスのオペレーションフロー		14頁
(3)主な連結子会社		15頁

1. 消費者信用サービスとは

- (1) 消費者信用の分類
- (2) 消費者金融業の歩み
- (3) 激動期における「ノンバンク業界」の動き
- (4) 出資法・利息制限法の上限金利変遷
- (5) 改正貸金業法の段階施行と主な規制内容
- (6) 利息返還請求問題
- (7) 貸金業者数の推移
- (8) 個人向けカードローン市場の規模推移



1-(1)消費者信用の分類

ノンバンク

- わが国の金融機関は、公的金融機関と民間金融機関とに大別することができる。このうち民間金融機関は、預金を取り扱う業態とそうではないものとに分類され、前者には銀行などの機関、後者には「ノンバンク」と呼ばれる各種の業態が含まれる。
- ノンバンクとは「預金などを受け入れずに個人や法人に対する融資業務を行う機関」で、消費者向け無担保ローン会社・信販会社・クレジットカード会社・リース会社など多くの業種がある。

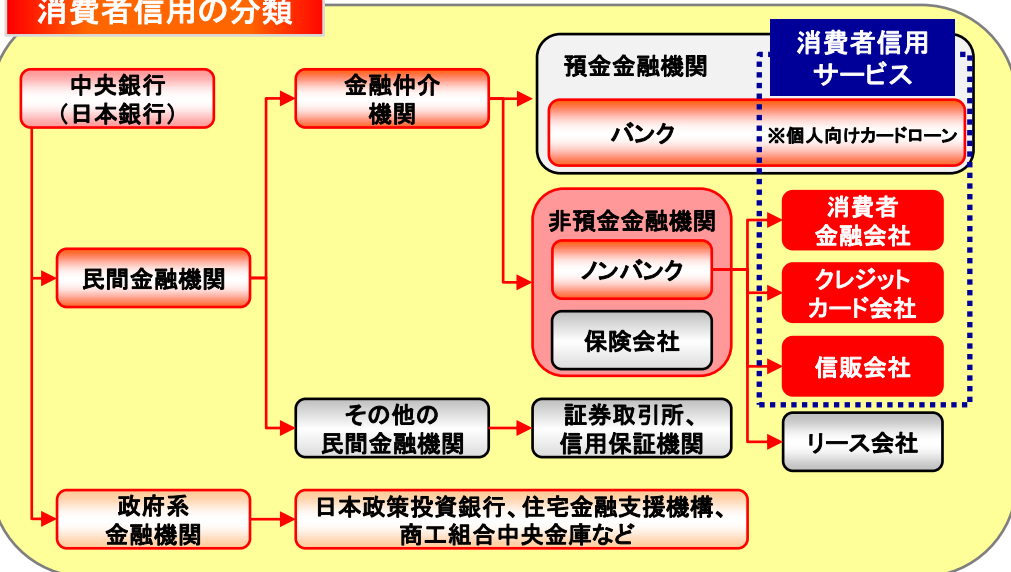
消費者信用サービス

- 一般個人向けを中心としてローンやクレジットのサービスを提供するビジネスが、「消費者信用産業」である。
- 消費者信用産業は、①消費者が商品やサービスを購入する際に代金の立替え払いを行う「販売信用」、②資金の融資を直接行う「消費者金融」の2つに大別できる。しかし、双方とも個人の信用に対して与信枠を設定する点においては同じである。

消費者金融会社

- 「消費者金融」には、民間金融機関で扱う預貯金や動産を担保とする金銭貸付けも含まれるが、これらを除いたものを「消費者ローン」という。
- 「消費者向け無担保ローン会社」、または「消費者金融会社」は、消費者ローンの分野の一つのカテゴリーとなる。

消費者信用の分類



参考情報

<消費者信用サービスの定義>

- ◆消費者金融会社の定義(金融庁:貸金業者の業態分類)
消費者向け貸付残高が、合計貸付残高の5割以上で、且つ消費者向け貸付残高のうち、無担保(住宅向けを除く)貸付残高が最も多い業者
- ◆クレジットカード会社の定義(同上)
日本クレジットカード協会(銀行系クレジット会社が設立した業界団体)に加盟している会社。信販会社の登録を受けている会社でも、当協会加盟が優先
- ◆信販会社の定義(同上)
包括信用購入あっせん業者、又は個別信用購入あっせん業者として経済産業省の登録を受けている会社



1-(2)消費者金融業の歩み

創世期

1. 1950年～1975年 (消費者金融業の誕生と発展)

①創世記の販売信用	「販売信用事業」	1951年 日本信用販売(現・三菱UFJニコス)設立
	「クレジットカード事業」	1960年 日本ダイナークラブ設立
②消費者金融業の誕生	「質屋の衰退」	1955年～ 大量生産・大量消費時代の到来
	「勤め人信用貸し」	「人の信用」を担保にして融資
③業界団体の設立	「レンダーズ・エクステンジ」	1972年 (株)レンダーズ・エクステンジ設立(大阪)

2. 1975年～1985年 (競争激化と社会批判の増加)

①外資系ノンバンク・他業態からの参入	「黒船の来襲」	1977年～1980年 10社以上の米国系企業が参入
②社会問題化と法規制	「貸金業二法の成立」	1983年 「貸金業規制法」と「改正出資法」が設立・施行

3. 1985年～1992年 (業界再編の歴史)

①整理・淘汰の時代に突入	「冬の時代」	業者数(1983年):23万社 → 3万3千社(1984年)
	「経営基盤の見直し」	不良債権処理、店舗統廃合、人員削減、調達構造の見直し、データベースを活用した与信・管理システムの構築
②バブル経済とリテール市場の拡大	「バブル経済」	専業は消費者金融業に特化:不動産など投資型融資とは無縁

4. 1993年～2004年 (株式公開、そして新しい時代へ)

①利用者1,000万人を突破 (1990年代)	「自動契約機」	1993年 アコム業界初第1号機設置(潜在顧客の掘り起こし)
	「株式公開」	1993年～1997年 大手5社東証一部市場上場
②変化する市場 (2000年～2004年)	「法制度の制定」、「提携や買収の動き」、「クレジットカード事業への進出」、「外資系参入の動き」、「メガバンクとの資本・業務提携」	

5. 2000年～2006年 (21世紀の消費者金融業界)

①ヤミ金融対策法の成立・施行	2003年 「貸金業規制法と出資法の一部改正法」が設立	
②貸金業制度見直しに向けた動き	2005年 「貸金業制度などに関する懇談会」 2006年12月 「改正貸金業法」成立・施行	

6. 2006年～2016年

激動期のノンバンク業界	※6頁「激動期における『ノンバンク業界』の動き」参照	
-------------	----------------------------	--

成長期

激動期

アコムの歩み

1960年3月

アコムの前身「丸糸呉服店」が金融業を開始

1978年10月

アコム株式会社設立

1993年9月

店頭株式市場への登録

1996年9月

東証一部上場

2008年12月

MUFGの連結子会社化

2022年4月

東証スタンダード市場へ移行



1-(3) 激動期における「ノンバンク業界」の動き

2000年代	2006年1月	最高裁判決	業者数の変遷	
	2006年12月	貸金業法公布	2006年	
	2007年1月	アイフル 子会社統合などを発表	登録業者数	14,236社
	2007年8月	GEコンシューマー・ファイナンス レイクブランドの消費者金融事業撤退を改めて表明	残高500億円超	27社
	2007年6月	アコム 新規貸付上限金利18.0%に引き下げ		
	2007年7月	プロミス 三洋信販に対するTOBを発表【12月に完全子会社化】		
	2007年8月	アイフル 新規貸付上限金利20.0%に引き下げ		
	2007年9月	クレディア 民事再生適用申請		
	2007年12月	プロミス 新規貸付上限金利17.8%に引き下げ		
	2008年9月	アコム MUFGとの業務・資本提携の更なる強化を発表		
	2009年9月	アイフル 事業再生ADRを申請		
2010年代	2010年6月	貸金業法完全施行	2010年	
	2010年9月	武富士 会社更生法適用申請	登録業者数	4,057社
	2011年9月	三井住友フィナンシャルグループ プロミスの完全子会社化を発表	残高500億円超	11社
	2012年9月	イオンクレジットサービス イオン銀行と経営統合を発表		
	2012年9月	三菱東京UFJ銀行(現・三菱UFJ銀行)、SMBCコンシューマーファイナンス モビットにおける合併関係解消を発表		
	2015年12月	アコム エム・ユー信用保証を完全子会社化		
			2023年	
			登録業者数	1,548社
			残高500億円超	6社



1-(4) 出資法・利息制限法の上限金利変遷

貸金業者を取り巻く法的規制環境

- 出資法・利息制限法で規定する上限金利は、その時々々の社会情勢を踏まえ、改正が繰り返されてきた
- 利息制限法と出資法が並存する中、一定の要件(※)を満たすことで任意金利帯でのビジネスを行ってきた

出資法(1954年6月制定)

出資法とは①出資金の受入の制限及び預り金の禁止、②金融機関の役職員による浮貸しなどの禁止、③高金利の処罰及び金銭貸借の媒介手数料の制限、④上限金利年率109.5%を超える利息の契約、受領に対して罰則を規定した法律

利息制限法(1954年5月制定)

利息制限法とは、旧利息制限法に代わり制定された「新利息制限法」であり、①元本10万円未満は年率20%、10万円以上100万円未満は18%、100万円以上は15%と、段階的に上限金利を規定し、超過部分の利息は無効とする、②但し、債務者がこの超過部分を任意で支払った時は、その返還を請求できないと規定した法律

1983年の改正(サラ金問題)

- 貸金業規制法制定
・貸金業者の登録制度、取立規制、書面交付義務、みなし弁済など
- 出資法改正(上限金利を段階的に40.004%へ引き下げ)

1999年の改正(商エローン問題)

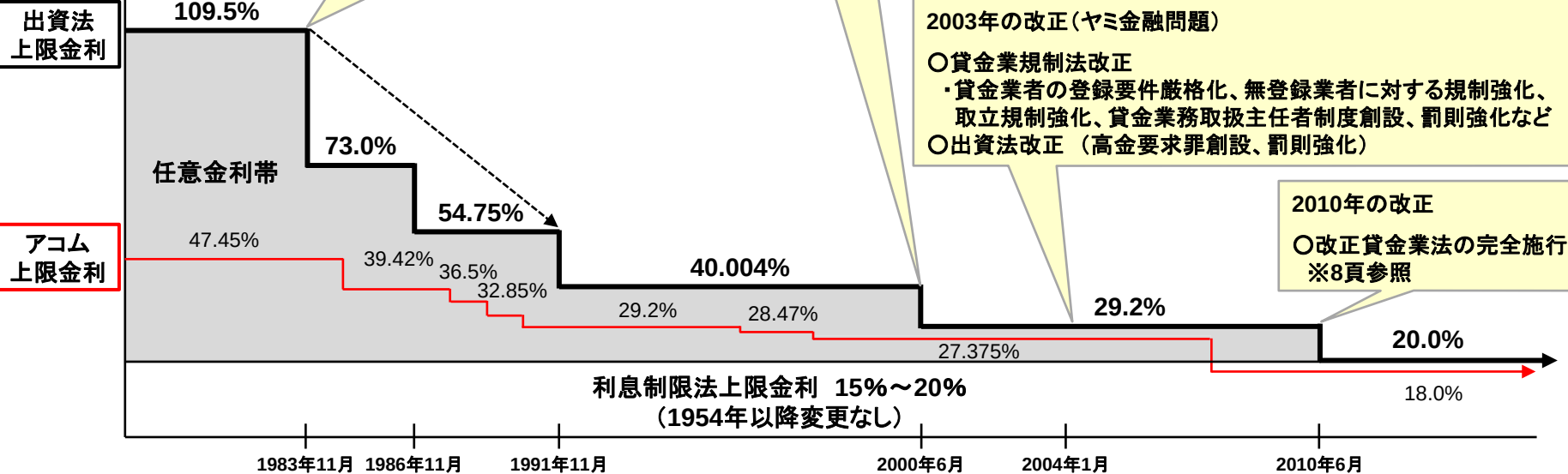
- 貸金業規制法改正
・保証人への書面交付義務、求償権を取得した者への取立規制の適用など
- 出資法改正(上限金利を29.2%に引き下げ)

2003年の改正(ヤミ金融問題)

- 貸金業規制法改正
・貸金業者の登録要件厳格化、無登録業者に対する規制強化、取立規制強化、貸金業務取扱主任者制度創設、罰則強化など
- 出資法改正(高金要求罪創設、罰則強化)

2010年の改正

- 改正貸金業法の完全施行
※8頁参照



※一定の要件・・・弁済が任意であること、契約・受領書面が交付されていることなど(9頁参照)

出典: 金融庁

1-(5)改正貸金業法の段階施行と主な規制内容

貸金業法の段階施行

2006年12月20日
公布

2007年1月20日
第1条施行

2007年12月19日
第2条施行
(本体施行)

2009年6月18日
第3条施行

2010年6月18日
第4条施行
(完全施行)

● 罰則強化

- 本体施行(「貸金業法」に改称)
- 日本貸金業協会の設立
(自主規制ルール強化、広告規制など)
- 行為規制の強化
- 監督の強化

- 純資産要件の厳格化
- 指定信用情報機関制度
 - ・日本信用情報機構(JICC)
 - ・Credit Information Center(CIC)

- 上限金利引下げ(出資法)
- 総量規制の導入
- 指定信用情報機関の使用義務
- 事前書面交付の義務化
- 貸金業取扱主任者の登録

広告規制(第2条施行)

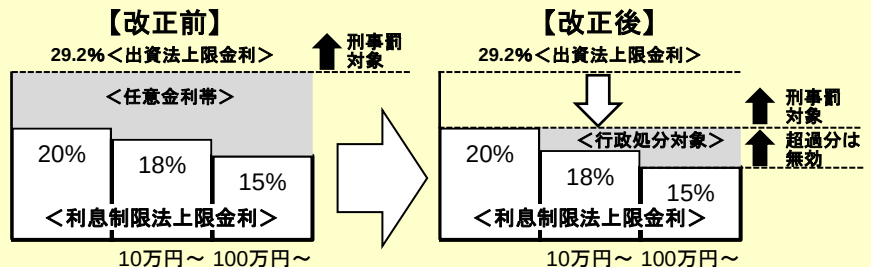
- 広告の頻度や過剰貸付防止などについて、日本貸金業協会は自主規制ルールを制定
- 【広告規制概要】
- ・午前7時～午前9時、午後5時～午後10時の放映を原則禁止
 - ・各エリアにおける放送総量を月間100本以内(1本=15秒)
 - ・午後10時～午前0時の放映数上限を月間50本以内とする

総量規制(第4条施行)

- 個人が借り手の場合、資料取得などによる年収の把握や信用情報の使用による返済能力調査を義務付け
- 総借入残高が年収の3分の1を超える貸付など、返済能力を超える貸付を原則禁止

金利規制(第4条施行)

- 出資法の上限金利を29.2%から20.0%に引下げ



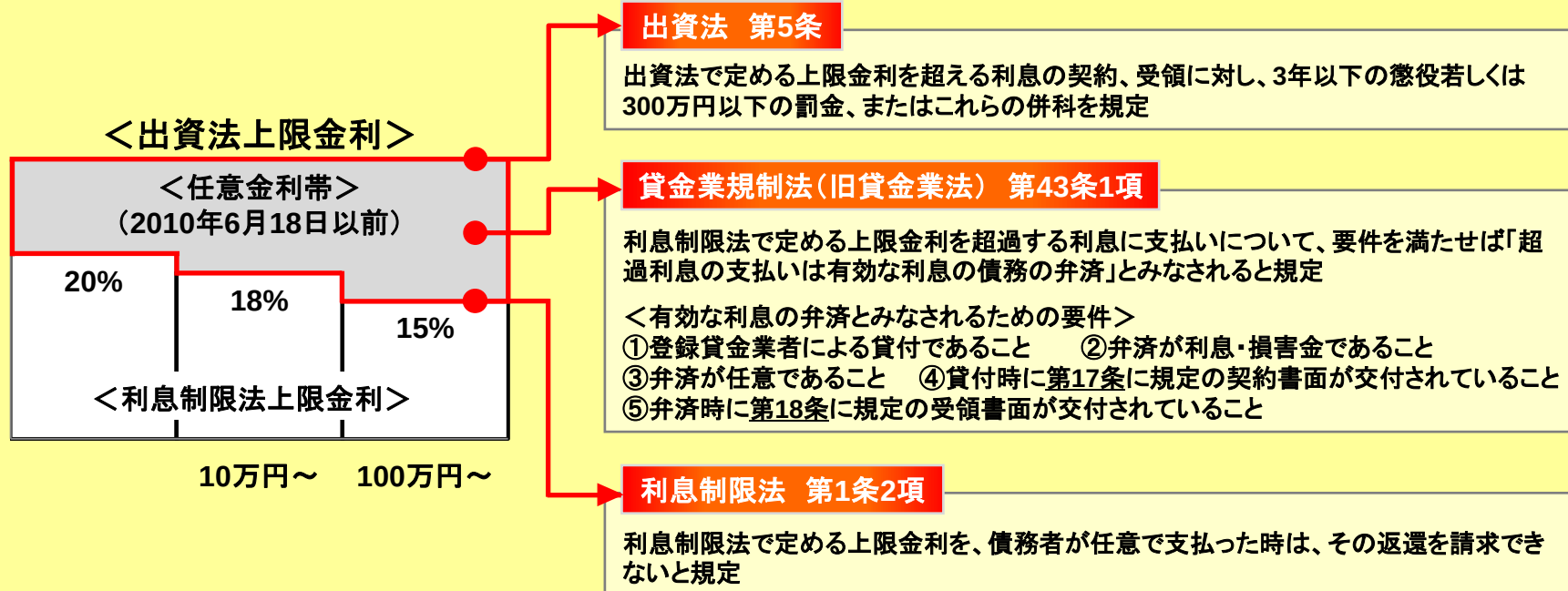
その他規制(段階的施行)

- 行為規制(第2条・第4条施行)
 - ・取立規制強化、事前書面交付など
- 参入規制(第3条・第4条施行)
 - ・純資産5,000万円以上



1-(6) 利息返還請求問題

任意金利帯



最高裁判例

2006年1月13日 最高裁判所 第二小法廷判決

期限の利益喪失約款のもと、なされた超過利息の支払いは、任意になされたものとはいえず、有効な利息の支払いとはみなされない。

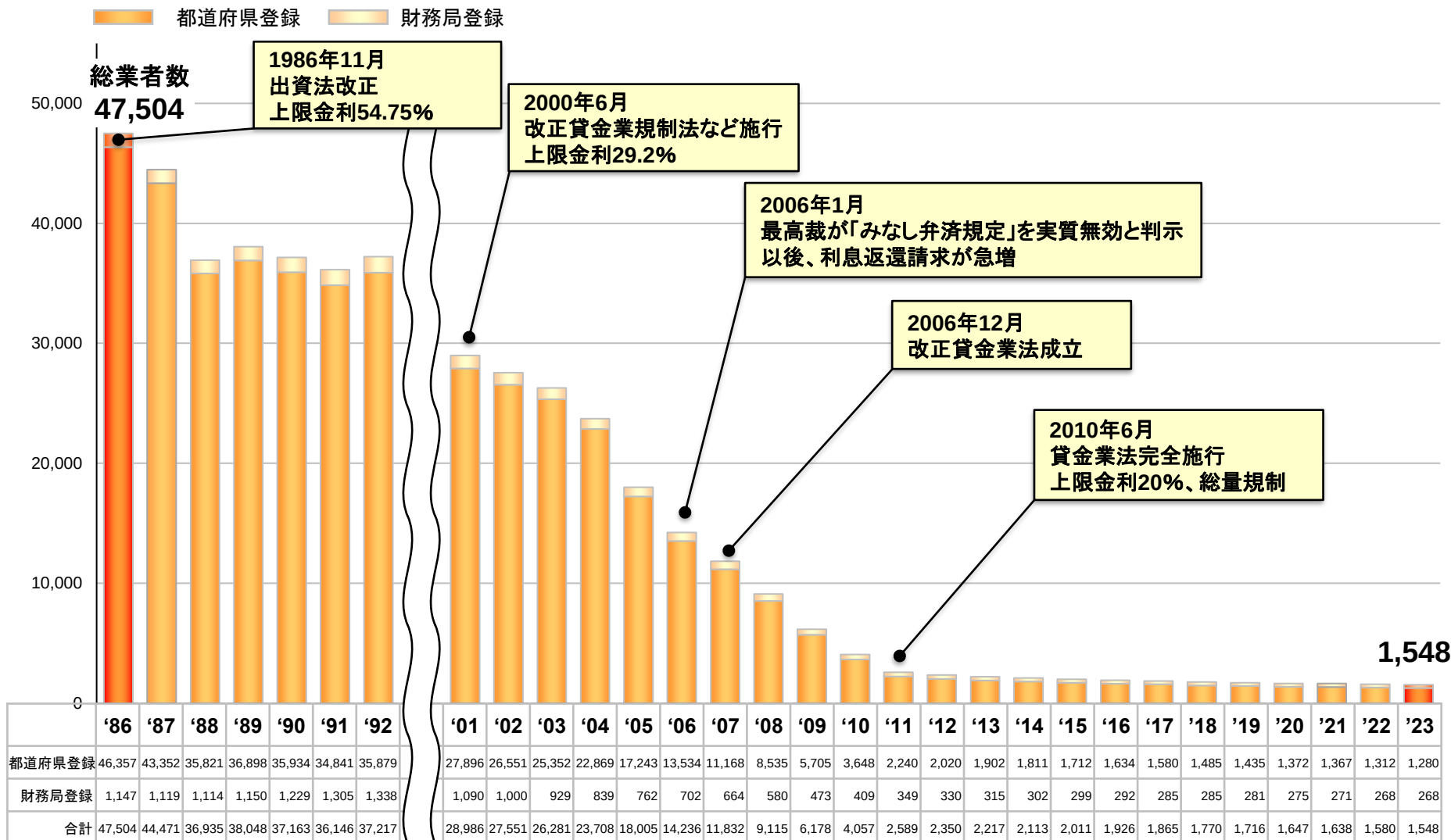
本来、利息制限法に違反する利息の支払いは「無効」なのだが、旧貸金業法第43条第1項は、①法律の定めた事項を漏れなく書いた契約書面(17条書面)、受領書面(18条書面)を、法律の定める期限内に交付しており、②債務者が利息として任意に(超過利息を)支払っていれば、「有効」な利息の債務の弁済とみなす」とした。

しかし、借主は利息制限法上限金利を超える利息だと知って払っているが、そうしないと、期限の利益(※)を喪失したと言われ一括請求を受けるため、超過利息を強制的に払わされている。仮に利息制限法違反で無効な利息だと分かっているが、払わなければ一括請求されるとの誤解のもと、超過利息も払っているのであり、これを「任意」の支払いとはいえず、43条1項の適用はない、とした。

※期限の利益・・・ローン契約において、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益



1-(7)貸金業者数の推移

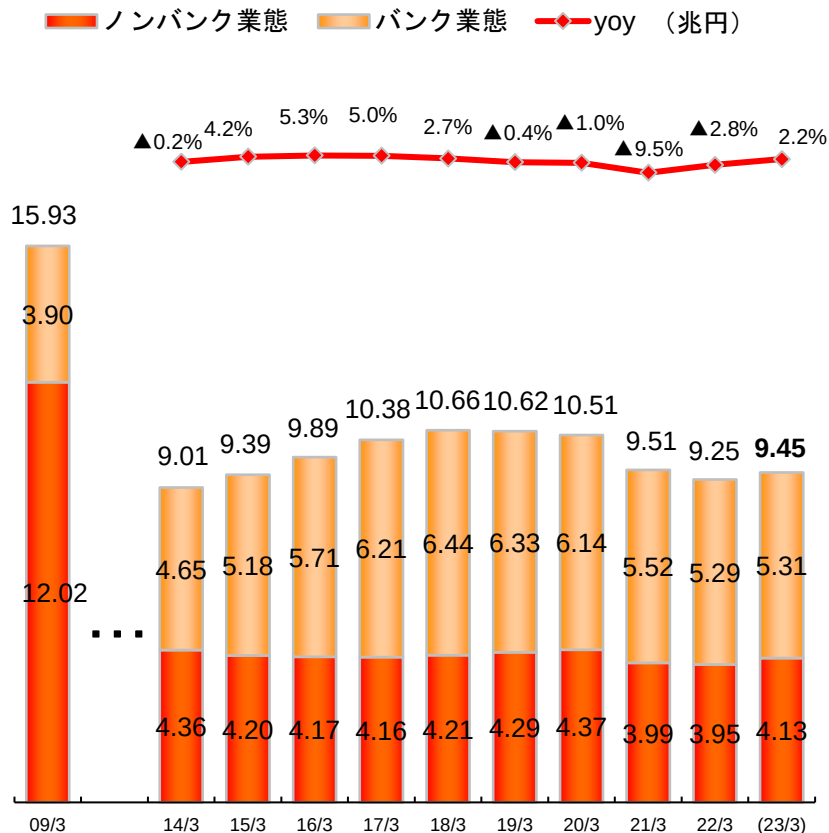


1-(8) 個人向けカードローン市場の規模推移

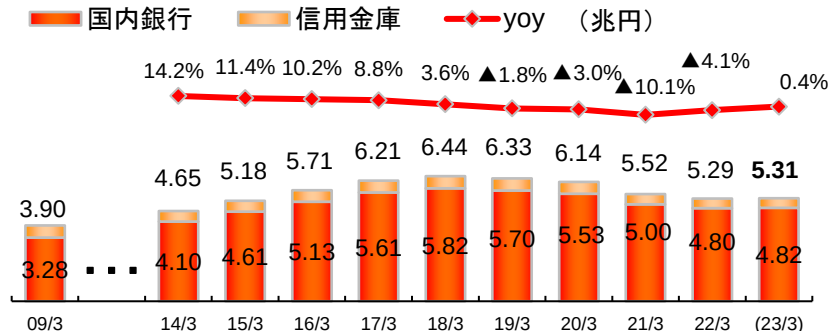
当社が公表している市場規模は、統計データの蓋然性、網羅性などを鑑み以下のデータを引用している

- バンク業態：日本銀行統計データ(信用金庫含む)
- ノンバンク業態：日本貸金業協会統計データ(無担保＋有担保)

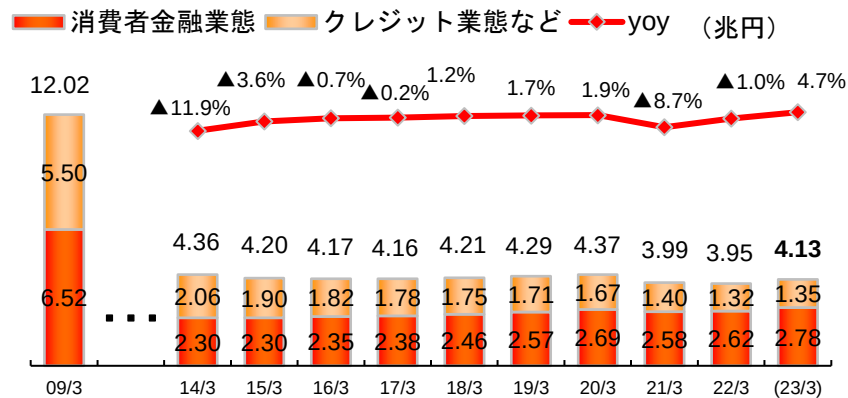
個人向けカードローン市場



バンク業態



ノンバンク業態



2. 事業概要

- (1) ローンビジネスのオペレーションフロー
- (2) 信用保証ビジネスのオペレーションフロー
- (3) 主な連結子会社

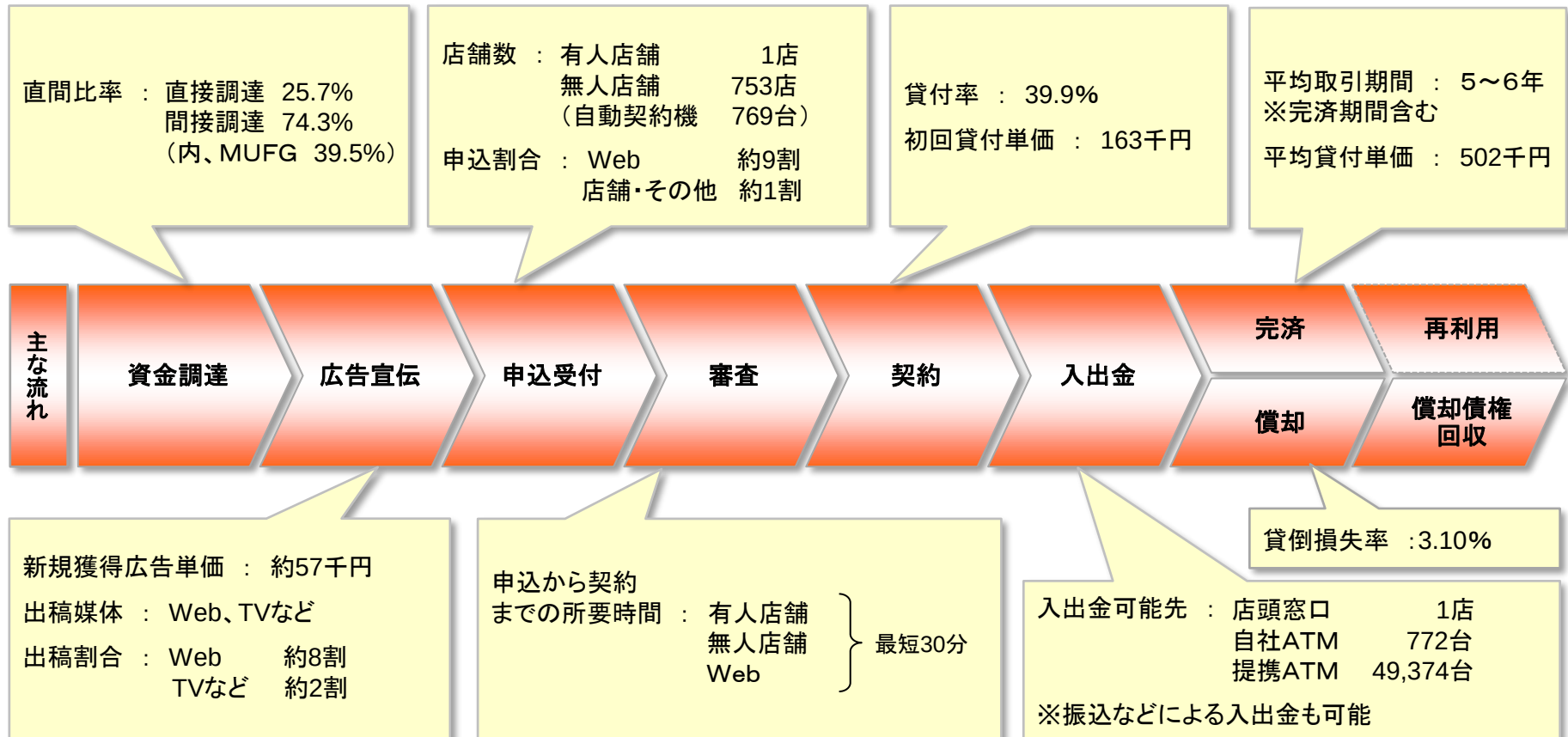


2-(1)ローンビジネスのオペレーションフロー

お客さまの信用を担保に、主に個人の方を対象とした少額、無担保の現金融資を行うビジネス

- 全国の店舗ネットワークに加え、Web拡充によるリアル店舗と変わらないサービスを提供
- 国内のローン事業で培ったノウハウを活かし、ASEAN(タイ・フィリピン)でも事業を展開

2023年3月末時点



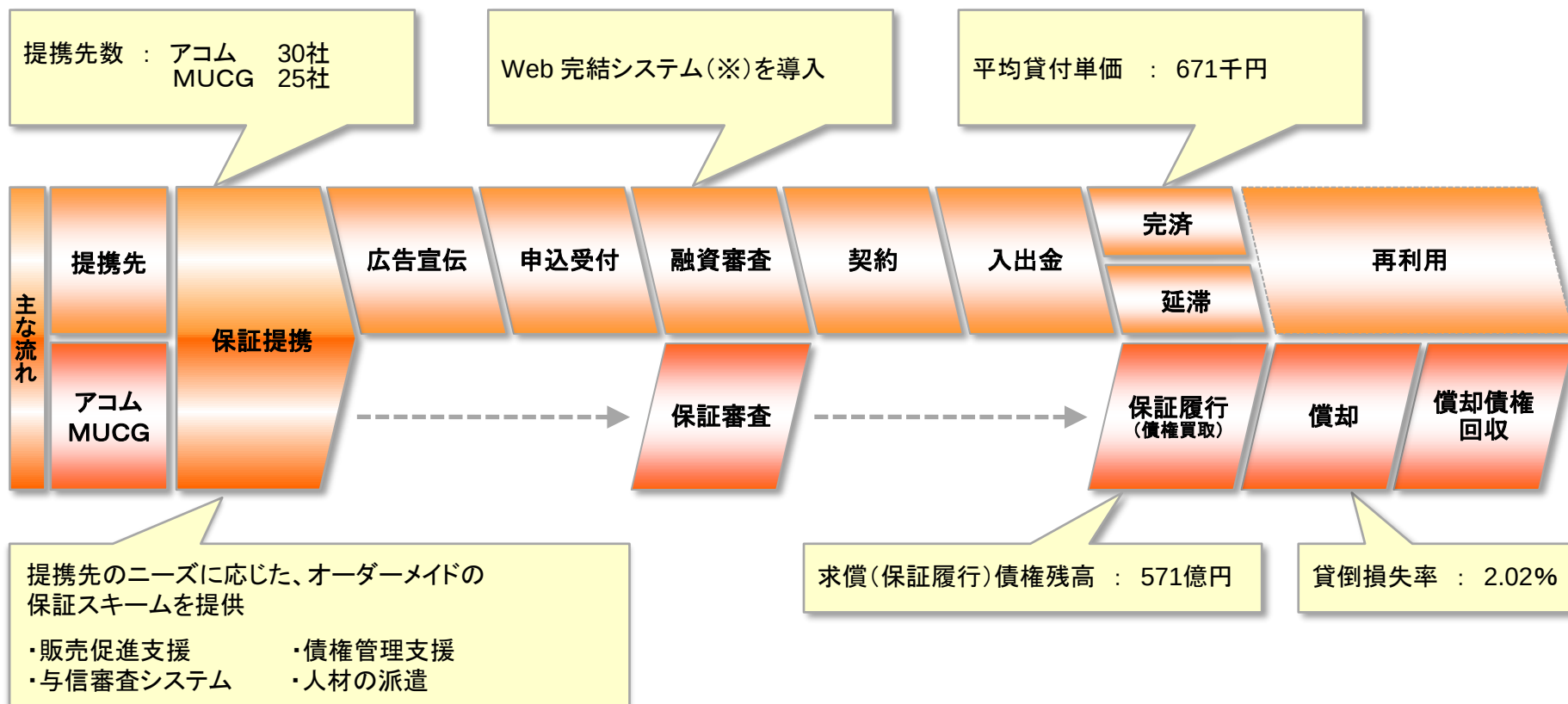


2-(2) 信用保証ビジネスのオペレーションフロー

提携先が販売するローン商品を利用されるお客さまの債務保証を行うビジネス

- アコムと連結子会社エム・ユー信用保証株式会社(MUCG)の2社で信用保証事業を展開
- ローン事業で培ったノウハウを活用し、提携ネットワークを拡大
- 提携戦略：提携先銀行とより緊密な連携を図るため、原則、各都道府県につき1行と提携

2023年3月末時点



※Web完結システム・・・申込から契約締結までをWeb上で行えるシステム

※平均貸付単価、求償債権残高および貸倒損失率は、アコム単体の実績



2-(3) 主な連結子会社

2023年3月末時点

エム・ユー信用保証株式会社（出資比率:アコム 100%）

主要事業

信用保証事業

設立

2013年9月（資本金:300百万円）

アイ・アール債権回収株式会社（出資比率:アコム 100%）

主要事業

債権管理回収事業

設立

2000年6月（資本金:520百万円）

GeNiE株式会社（出資比率:アコム 100%）

主要事業

エンベデッド・ファイナンス事業

設立

2022年4月（資本金:250百万円）

EASY BUY Public Company Limited（出資比率:アコム 71%、GCT 25%、バンコク銀行 4%）

主要事業

タイ王国における無担保ローン事業およびインストールメントローン事業

設立

1996年9月（資本金:6,000百万タイバーツ）

ACOM CONSUMER FINANCE CORPORATION（出資比率 アコム:80%、伊藤忠商事:20%）

主要事業

フィリピン共和国における無担保ローン事業

設立

2017年7月（資本金:1,500百万フィリピン・ペソ）

ACOM (M) SDN. BHD.（出資比率:アコム 100%）

主要事業

マレーシアにおける無担保ローン事業

設立

2021年7月（資本金:15百万リンギ）



本件照会先：広報・IR室

電 話 番 号 03(6865)6474

メールアドレス ir@acom.co.jp